

一般のみなさま
学生のみなさま

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止 キャンパス内立ち入り禁止措置について

2020年4月7日

(更新: 2020年4月14日) **赤字: 更新箇所**

中部学院大学・中部学院大学短期大学部
新型コロナウイルス感染症対策本部会議

本学では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大防止に向けて、下記の通りキャンパス内への立ち入りを禁止します。

(1) 立ち入り禁止措置の期間

2020年4月8日(水) 13:00以降、関キャンパス・各務原キャンパスにおけるすべての学生・卒業生・シティカレッジ生・外部業者等の立ち入りを禁止します*1。

なお、本措置は、5月6日(火)まで適用*2とします。

*1) 教職員は除外します。

*2) 延長の可能性があります。

(2) 立ち入り禁止措置の対象

立ち入り禁止措置の対象は下記の通りとします。

ア) 在学生(大学院生・通信教育部生・シティカレッジ生を含む)

イ) 卒業生

ウ) 取引先業者等

エ) その他、本学教職員以外の者

*ただし、特別措置として本学が許可した者を除く

*部活動・サークル参加学生 各位

新型コロナウイルスへの集団感染(クラスター)、感染爆発(アウトブレイク)を防止するために、現在すべての部活動・サークル活動を停止中ですが、この停止措置を **2020年5月6日まで延長**します。

なお、部活動及びサークル活動は大学教育の一環であるため、さらに、授業開始の再延期などの状況によって停止措置を再延長することがありますので留意してください。

引き続き、校舎内及び体育館、室内トレーニングセンター、運動学実習棟、各部室への立ち入りも禁止します。